

令和4年度奈良県地域防災計画検討委員会 議事録

奈良県地域防災計画の修正にあたり、専門的見地からの指導・助言をいただくため、下記のとおり令和4年度奈良県地域防災計画検討委員会を開催いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、会議はWEB会議形式で開催したため、非公開で実施いたしました。

記

1. 会議の名称

奈良県地域防災計画検討委員会

2. 開催日時

令和4年9月7日、令和4年9月9日

3. 出席者氏名

河田 恵昭 (関西大学社会安全学部 特別任命教授)
菅 磨志保 (関西大学社会安全学部 准教授)
照本 清峰 (関西学院大学建築学部 教授)
紅谷 昇平 (兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 准教授)
高橋 良和 (京都大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻 教授)
牧 紀男 (京都大学防災研究所 教授)

4. 議 題

- (1) 座長選任について
- (2) 令和4年度 奈良県地域防災計画の修正について
 - ① 県防災施策の進捗の反映
 - ② 国の防災基本計画修正の反映

5. 議事内容

- (1) 座長選任について
委員の互選により、河田委員が座長として選出された。
- (2) 令和4年度 奈良県地域防災計画の修正について
各委員からの主な意見は別紙のとおり

① 県防災施策の進捗の反映

(牧委員)

- 広域防災拠点について、人員の受入と、物資の受入は分けて考えた方がよいのではないか。自衛隊や警察、消防が集結する場所は大きい駐車場などがあれば十分であり屋根は必要ないが、物資の仕分けや荷さばきのことを考えると、屋根があり、かつトラックが入ることのできるスペースが必要となる。
- 物資の仕分け等のため、J Aの出荷基地や展示会場を借りた自治体もある。民間の施設を借りることについても今後検討が必要である。
- 広域防災拠点の追加予定地の中には市町村の施設がある。当該市町村が被災した場合、仮設住宅の建設等で市町村が使用することも考えられるが、その点については調整できているか。

(奈良県)

- 追加予定地が所在する市町村の被災時には当該市町村のオペレーションを優先させ、他の拠点をを使用することとしており、市町村にもその旨を説明している。

(紅谷委員)

- 広域防災拠点を追加することに関しては賛成する。奈良県は非常にエリアも広いので、使える拠点を候補として数多く置いておくというのは、良い考えだと思う。
- 南海トラフ地震や大規模な直下型地震が発生すると、国からプッシュ型支援として、かなり早い段階で物資を大量に送ってくることが想定される。その際に広域防災拠点のどこで受けるのか、倉庫的な機能を持った広域防災拠点を用意しておくのかどうか、誰が防災拠点の運用を行うのか、そこまで考えておいた方がよい。
- 例えば宮崎県では、直後から国のプッシュ型支援を受けようとする民間の倉庫への委託だと間に合わないと考え、県職員がオペレーションするような物流倉庫を平常時の備蓄物資の倉庫も兼ねて新設することを検討している。全国的には、職員がフォークリフトを運転するところまで想定し、練習している自治体もある。
- 広域防災拠点をただ指定しておけばよいのではなく、そこでの物資のオペレーションをどうするのかということについて、場合によっては県が備蓄倉庫を用意し、運用することも含めて、今後検討いただければと思う。

(奈良県)

- 現行の広域防災拠点を含め、県内の公共施設では大量の物資仕分け等には対応できないと考えている。そのため、県の倉庫協会と協定を締結しており、大規模災害時には倉庫協会へ依頼し、トラック協会とも調整した上で一次物資拠点を確保することとしている。

(河田座長)

- 南海トラフ地震が発生すると、和歌山県のほうがより被害が大きいため、物資を直接持つて行くことができず、一旦奈良県へ物資を置いて、そこから支援するということが考えられる。そのような時に、問い合わせを受けてからではなくて、奈良県から、プッシュ型支援による物資はここへ届けるようにといった情報をあらかじめ出しておいたほうがよい。その点では、広域防災拠点があく一様の機能を持つのではなく、どこかに1つでも、物資の受け入れを円滑に行うことの出来る施設を事前に準備しておいてもいいのではないか。広域防災拠点の数を揃えることは大事だが、実際に災害が発生したときに、どのように物資が入ってきて、どのように流れていくのかということ事前に具体的に想定しておき、かつ、市町村も含め関係者がそれを知っていることが重要である。

(奈良県)

- 広域防災拠点全体の具体的な運用計画については、今年度中を目処に考えていきたい。委員ご指摘の、和歌山県へ物資を送るようなことについては、大規模広域防災拠点を活用したオペレーションに含まれており、大規模広域防災拠点を1つの拠点として、紀伊半島全体に人員や物資の支援を送っていく予定である。

(河田座長)

- 先述の内容については関西広域連合と共有しておくことも重要。

(奈良県)

- 昨年度改定された関西防災・減災プランの中でも、大規模広域防災拠点に関する記述が反映されたところであり、具体的なオペレーションについても、関西広域連合と今後共有していきたい。

(照本委員)

- 拠点に物資が届いて終わりではなく、最終的に被災者に物資が届けられるようなオペレーションを考えておかなければならない。
- 広域災害が発生したときは、和歌山県や三重県、大阪府など近隣府県との連携が重要になる。その際のオペレーションをうまくいくようにするためには、やはり訓練が重要であり、県内市町村だけでなく近隣府県とも訓練を行うことにより、柔軟で効率的な支援がどのようなものなのか見えてくると思う。
- 災害が発生し、医療体制が崩壊している場合には、物資を送り込むというだけではなく、困ってる方々を外に出すというオペレーションも極めて重要になってくる。拠点としては、その機能も考えておかなければいけないと考える。医療体制との連携が重要となるため、その状況について伺いたい。

(河田座長)

- これについては大変難しい問題だと考える。
- 平成 28 年の熊本地震の際に、各地の避難所に陸路で救援物資を届けるということになったが、渋滞に巻き込まれ、決められた時間に物資を届けることができなかった。南海トラフ地震が起こると、決められた時間に物資を届けることが出来ないことが常態化することも想定される。事前にシステムを決めていても上手くいかなくなることについて、国・県だけでなく市町村でも十分に考えておかなければならない。広域防災拠点を整備する中でも、その点について市町村と共有しておくことが重要。

(照本委員)

- 物資をヘリで搬送してきた際に、物資の搬送だけが目的であれば帰りは空で帰ることになる。広域災害の時には、医療体制としてのヘリコプターの台数も限られており、全ての負傷者のところへは行くことができないとなった場合、広域防災拠点まで行けば、そこからはヘリで外に搬送するといった体制を築いておくということができるのではないか。そうすることで命を救える可能性が高まるのではないか。

(河田座長)

- もっともな意見であるが、災害医療の分野であり防災ではなく、厚生労働省の所管ではないか。

(紅谷委員)

- S C U (広域医療搬送拠点臨時医療施設)、すなわち災害時に患者を集めて搬送するための拠点を作るように国が言っている。奈良県でも、奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画の中で、五條市の大規模広域防災拠点に、三重県と和歌山県を含めた 3 県の S C U 機能を置くという記載がある。S C U 機能を大規模広域防災拠点に置くのであれば、その機能と広域防災拠点との関係について、医療保健部局に任せるのではなく、危機管理部局も頭に入れておく必要がある。

(奈良県)

- 紅谷委員が仰るように、大規模広域防災拠点に S C U を作る方向で検討をしているところ。また、広域防災拠点の中にも、S C U のユニットとなるようなコンテナを置いているところもあり、災害時に使えるようにしたいと考えている。

(河田座長)

- この件については、奈良県だけでなく、和歌山県と三重県と連携して進めていただければと思う。

(照本委員)

- 奈良県だけで考える内容ではなく、奈良県と、自衛隊や医療部門などの機関とも連携して考えていかなければならない問題であると認識している。

(高橋委員)

- 今回広域防災拠点として追加される予定の宇陀市総合体育館へつながるアクセス道路は市道であるが、この道路は緊急輸送道路として指定されているのか。

(奈良県)

- 体育館へ直接つながる市道は緊急輸送道路に指定されていないが、緊急輸送道路に指定されている国道165号からのアクセスが容易である。また、目の前に消防署があり、立地的には非常に良いと、市からも判断をいただいている。

(高橋委員)

- 広域防災拠点へ繋がるアクセス道路であるので、今後の市の施策等の中でも、防災に関わる市道だということを意識していただくよう、共有していただければと思う。

② 国の防災基本計画修正の反映

(紅谷委員)

- 国の防災基本計画の中で、航空法施行規則の改正を踏まえ、災害応急対策に従事する航空機の安全確保という項目があり、無人航空機（ドローン）の調整という項目がある。南海トラフ地震等が発生すると、孤立集落等もかなり出る。そのような被害の把握において、奈良県でもドローン等を使うことがあるのではないかと思うが、航空法関係で、奈良県として対応が必要ということはないのか。

(奈良県)

- ドローンの活用については消防でも少しずつ進めており、10月に開催する防災総合訓練でもドローンの飛行訓練を予定しているところであり、具体的な活用については今後の課題であると認識している。

(河田座長)

- 熱海市の土石流災害によりいわゆる人工的な盛り土が問題となったが、奈良県の状況はどうか。

(奈良県)

- 国土交通省主導で行った総点検の対象が県内では252箇所あり、点検の結果、是正措置が必要な箇所が11箇所あった。

(河田座長)

- 熱海市のような、勾配が急な箇所での造成は奈良県ではないと思われる。むしろ、勾配の緩い箇所での造成が圧倒的に多いと思われる。そこに住んでいる人が、造成されていることを全く知らず、災害が起こったときに初めて知るというのでは困るので、危険だから知らせるのではなく、造成されているが安全であることも住民に知らせる方がよいと考える。

(奈良県)

- 総点検結果を報道発表した際に、点検した箇所を明示している。

(河田座長)

- 市町村からの広報も含め、多様な手段で知らせる必要がある。危ないからではなく、安全だからこそ知っていただくというスタンスが必要。

(照本委員)

- 安否不明者の公表については、平成 27 年の関東豪雨でも問題となった。当時問題になったのは、安否不明とされた方の多くが、実は居住している自治体ではない他の自治体の避難所に避難していたこと。安否不明者を公表するかどうかの問題の前に、他の自治体と連携し名簿の情報交換をすることで、多くの安否不明者を見つけることが出来るのではないかと考える。そうすることで、安否不明者の公表に係る問題は縮小されると思う。

(河田座長)

- 熊本地震の時には、益城町の避難所に熊本市民も多く避難してきたため、事前に作っていた益城町の避難所運営のルールが機能しなくなった。そのため、熊本市民は熊本市の避難所に避難するよう県が調整し、問題はすぐ解決した。住民は行政界に関係なく、一番よいと思った避難所へ避難し、その結果、一時的に行方不明が発生してしまう。県の調整のもと、市町村が連携し、情報を持ち合うことが重要だと思う。

(高橋委員)

- 資料 3 の再生可能エネルギー等に関する項目について、国の文言に比べて県の文言が少ないが、これは、該当する事項が計画の他の箇所に記載されているからなのか、あるいは奈良県ではそういうことが発生しないと判断しているのか。

(奈良県)

- 資料 3 の県計画への反映の中で記載の無い非常用通信手段の確保については、計画の他の節に既に位置づけている。

(菅委員)

- 食物アレルギーを有する者のニーズに留意し、配慮した食事の確保等に努めるという記載が加わっているが、具体的な県の進捗はどうか。

(奈良県)

- 備蓄食料についてのアレルギー対応を行っている。アレルギー対応として、アレルギーの特定原材料を使っていないアルファ化米を備蓄している。市町村については、39 市町村のうち 30 市町村は、同様のアルファ化米を備蓄していると把握しており、その他のアレルギー対応のミルクや、アレルギー品目の不使用食品を備蓄しているのは一部にとどまっているという現状である。国も進めている分野であるため、県・市町村でもさら進めていく必要があると考えている。

(菅委員)

- 基本的には備蓄に関するということで、ニーズを持つての方の調査や把握ということについてはあまり対象にはなっていないということか。

(奈良県)

- 事前にニーズを把握するところまでは至っていない。発災時においては、避難所においてニーズを把握した上で、備蓄にないものについては流通事業者との協定により、流通備蓄の中から持ってきていただくような形になると想定してる。

(菅委員)

- 一律にすべて把握し備蓄を整えていくという方向だけではなくて、支援団体など、普段から食物アレルギー対応等を行っている団体と情報共有することで、効率的に物事が進むこともあると思う。関係団体の連携等も含めて、検討していただけたらよいかと思う。

以上